

令和元年度
松戸市公設地方卸売市場運営審議会

第2回市場取引委員会

会議録

日 時 令和元年11月18日（月）午後2時から午後2時50分まで

場 所 いちごマルシェ(株)会議室
(松戸市松戸新田30番地松戸市公設卸売市場南部市場事務棟2階)

1 出席者

【委員】 学識経験者

小林 弘明 委員

生産者及び消費者代表

木口 直之 委員

市場関係者

伊藤 友一 委員、斉藤 昇 委員、佐藤 正二郎 委員

【事務局】 経済振興部参事監 渡部 俊典

消費生活課長 岡田 卓

南部市場長 斉藤 貴章

課長補佐 今井 悦匡

主幹 福島 透

主事 安田 友貴

2 議 事

(1)松戸市公設地方卸売市場業務条例改正案について

(2)その他

3 会議録

【事務局】

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

ただいまより、令和元年度松戸市公設地方卸売市場運営審議会第2回市場取引委員会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます消費生活課の福島と申します。よろしくお願いいたします。

本日の市場取引委員会については、市場運営審議会同様に会議録を作成させていただきます。そのため、会議内容を録音させていただいておりますのでご了承ください。

それでは開会に先立ちまして、経済振興部 渡部参事監よりご挨拶を申し上げます。

【経済振興部参事監】

皆さま、こんにちは。経済振興部参事監の渡部でございます。開催にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、第2回市場取引委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本市では、昨年の卸売市場法改正に伴い、6月に開催した第1回市場取引委員会に

おきまして、新たな取引ルールの方角性をお示しし、委員の皆さまから概ねの項目につきまして、ご承認を頂いたところでございます。

今回は、市場取引委員会や市場関係者のご意見だけではなく、国、千葉県、近隣市場の動向も踏まえながら事務局にて策定した条例改正案の概要をご説明させて頂きたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に今後も市場行政に、より一層のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

【事務局】

それでは、松戸市公設地方卸売市場運営審議会運営規則第5条第2項に基づき、委員長である小林先生に議事を進めていただきたいと思います。小林委員長よろしくお願いいたします。

【小林委員長】

それでは、第2回市場取引委員会をはじめさせていただきます。

卸売市場法の大きな改正ということで、経済振興部の皆様のご尽力、ユーザーの皆さんのご理解とご尽力によって、いくつかの懸案事項が解決したのかなと思います。

あと少しで、松戸市としての条例が改正されるころまで来ていると思います。本日はよろしくお願い致します。

それでは、本日の会議の成立について、事務局からご報告をお願いします。

【事務局】

市場取引委員会の会議の成立についてご報告いたします。

本日は落合委員、正司委員から欠席の連絡をいただいておりますので、委員7名のうち5名が出席となります。

松戸市公設地方卸売市場運営審議会運営規則第5条第3項に基づき、半数以上の出席であることから、会議の開催が可能であることを報告します。

【小林委員長】

それでは、市場取引委員会の開催に先立ちまして会議の公開について確認をいたします。松戸市情報公開条例では、市場取引委員会は原則公開としています。本日も公開となりますのでご了承ください。

次に、会議の傍聴について、事務局より傍聴人の報告をお願いします。

【事務局】

本日の傍聴の申し出について報告します。傍聴の申し出はありませんでした。

【小林委員長】

ありがとうございます。

では議事に入ります前に、会議録の署名について、伊藤委員と斉藤委員にお願いしたいと思います。お二人ともよろしくお願いいたします。

【伊藤委員・斉藤委員】

了解しました。

【小林委員長】

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。今回は、「松戸市公設地方卸売市場業務条例改正案」について、前回の取引委員会で承認された項目も含めて事務局より報告・説明をお願いいたします。

はじめに、一括して「共通ルール」についてお願いします。

【事務局】

それでは私の方から、市業務条例改正に伴う変更点のうち、共通ルールの部分について、前回の取引委員会で承認を頂いた内容ではございますが、改めてご説明させていただきます。消費生活課の安田と申します。よろしくお願いいたします。失礼ですが着座にて説明させていただきます。

資料については1ページから3ページとなります。1ページから順次説明をさせていただきます。

まず、(1)卸売業者の許可に関することとして、①卸売業者の許可についてです。

現在、卸売業者の許可については、県条例の定めにより千葉県知事が許可しております。改正後については、県条例廃止に伴い市の業務条例に追加し許可いたします。

実際の許可までの流れについては、資料に記載のとおりではございますが、卸売業者である東京千住青果(株)東葛支社様から「卸売業務許可申請書」を提出していただき、開設者である松戸市が「許可証」を発行し許可する流れでございます。また、卸売業者様には、現在と変わらぬ内容となりますが、市業務条例等に沿った業務を行う旨の誓約書を改めて提出していただきます。

なお、許可するにあたっての市役所内部での審査や条件等を定めた「要綱」についても作成する予定でございます。

次に、②「事業報告書の提出」についてです。

現在、県条例で定められている内容となりますが、事業報告書の提出につきましては、改正卸売市場法において開設者に提出と定められておりますので、市の業務条例に追加し、卸売業者から開設者である松戸市に提出していただくこととします。

次に、③「事業報告書の写しの備付け及び閲覧」についてです。

現在、県条例で定められている内容となりますが、出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報、具体的には貸借対照表と損益計算書となりますが、事務所における備置きにより、取引関係者からの閲覧の申出があった場合には、正当

な理由がある場合を除き閲覧させることとするものでございます。

次に、④せり人に関する定めについてです。

現在、卸売業者内でせりを行う者については、市の登録を受けた者でなければならぬとなっております。登録までの流れとして、開設者による試験及び面接の実施。また、更新の際には県が実施している研修への参加の必要がありました。

改正後につきましては、手続き簡素化の為、卸売業者が「せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有している者であること」を条件に、せり人を定め卸売業者自身で管理していただくこととします。

なお、開設者である市は、卸売業者が定めたせり人を把握するため、年度初めに「せり人状況届出書」を提出していただき、変更があった場合は随時、届け出させていただきます。

また、登録証の交付は削除し、せり人であること目印となる「せり人章」の交付のみといたします。

次に(2)公表に関する事項となります。①売買取引の方法及び決済の方法の公表についてです。

こちらについては、市場法改正に伴い、新たに追加となったものとなりますが、開設者である松戸市は「売買取引の方法」や「支払期日」「支払方法等」について、市のホームページで公表することとします。

次に、②取引条件の公表についてです。

こちらについても、市場法改正に伴い新たに追加となったものになりますが、卸売業者は、資料に記載のある(1)～(6)の「営業日及び営業時間」「取扱品目」「生鮮食料品等の引渡しの方法」等について、インターネットの利用その他、適切な方法により卸売業者に公表していただくこととします。

次ページに移りまして、③卸売数量等の報告についてです。

現在、卸売業者は、開場日ごとに、品目ごとの数量及び主要な産地を市に報告することとなっております。また、前月中の卸売をした物品の市況の報告を翌月10日までに報告することとなっております。

改正後につきましては、開場日ごとの報告内容については公表義務の中に含まれることから削除。市況の報告については、市場の状況把握の為、今後も継続し卸売業者に報告していただきます。

次に、④卸売予定数量等の公表についてです。

現在、開設者である松戸市は卸売業者から開場日ごとの卸売予定数量と前開場日の結果の報告を受け、販売開始時刻までに場内の掲示板に公表しております。改正後は、今まで開設者のみが行っていた開場日ごとの卸売予定数量と前開場日の結果の公表を卸売業者も行うこととなります。

また、卸売業者については、月毎に委託料の種類ごとの受領額及び完納奨励金や

出荷奨励金などの奨励金等の種類ごとの交付額についても公表することとなります。

次に、(3) 売買取引等に関することです。①売買取引の方法 及び 相対取引の承認申請についてです。

現在、売買取引の方法のなかで個選品と言われる、個人の農家さんが出荷するもの等についての3割に相当する部分については原則としてせり売りが入札の方法をとることとなっております。

しかし、現状としては共選品の割合が高く、個選品はほぼない状況となっております。現状としてはこのような状況であり、3割に相当する部分については、「せり売りが入札の方法」との定めがありますが、例外規定として、「災害が発生した場合、入荷が遅延した場合、緊急に出港する船舶への物資の供給等がある場合」で、市長が認めた場合は相対取引の方法によることができとなっております。

しかし、こちらについても実績がなく、今後の社会情勢や流通形態の変化等に柔軟に対応できるよう、例外規定を一部削除し、他を規則に移行します。

また、承認申請についても実績がないことから国の規制緩和にならって手続きを廃止いたします。

次に、②差別的取り扱いの禁止についてです。

現在、卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者 又は 仲卸業者、若しくは買受人に対し不当に差別的な取扱いをしてはならないと定めております。

改正後につきましては、改正卸売市場法において「開設者も差別的取扱いを禁止すること」との定めが追加されましたので、卸売業者のみならず、開設者も追加し義務付けることとします。

次に、③受託契約約款についてです。

現在、卸売業者は販売の委託の引き受けなどのルールを定めた「受託契約約款」を定め、市長の承認を得ることとなっております。

改正後につきましては、販売の委託の引き受けなどに関する事項は公表義務に含まれるため、承認申請の手続きについて削除いたします。

次に、④取引の単位についてです。

現在、卸売業者が取引をするときの単位は重量で行うこととなっており、重量以外の単位で取引をしようとする場合は、承認申請を開設者に提出し承認を得なければならないとなっております。

改正後については、手続きの簡素化のため、承認申請の手続きを削除いたします。

次に、⑤上場の単位についてです。

現在、卸売業者はせり売りをするときの基準となる数量である「上場の単位」を決定する際は、仲卸業者、買受人と協議をし開設者である市に承認申請を提出し承認を得る必要があります。

改正後につきましては、せりの割合も少なく、承認申請の実績もないため、承認申

請の手続きを削除し、手続きを簡素化します。

次に、⑥指値その他の条件の表示等についてです。

現在、卸売業者は指値と言われる、出荷者からの委託物品の価格の指示や、その他の条件がある場合は、開設者に事前に届け出ることとなっております。

改正後については、商品への指値等があることの表示は義務付けますが、市への届け出については削除いたします。

次に、⑦予約相対取引についてです。

現在、卸売業者は予約相対取引と言われる「仲卸業者又は買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づく取引」をする場合は、申請書に売買当事者の契約書の写しを添えて、当該物品を卸売する3日前までに市に提出することとなっております。

改正後につきましては、市への承認申請の実績もないことから、国の規制緩和になり予約相対取引の定めを削除いたします。

次に、⑧販売開始時刻前の卸売の禁止です。

現在、販売開始時刻は午前2時となっており、販売開始時刻前の卸売については原則禁止しております。販売開始時刻前の卸売が可能な条件として、「緊急に出港する船舶への販売 又は 予約相対取引により卸売をする場合」と定めておりますが、改正後はこの条件を「特別な事情がある場合であって、当該市場の仲卸業者及び買受人の買受けを不当に制限することにならないときは、販売開始時刻前の卸売をすることができる」と改正いたします。また、市の承認についても実績がないことから、国の規制緩和にならって削除いたします。

次に、(4) 決裁に関することです。

①仕切り及び送金についてです。

現在、卸売業者は委託者からの受託物を卸売した場合は、委託者との特約がない場合は、卸売をした日の翌日に売買仕切り書と売買仕切り金を送付することと定めています。また、委託者と特約をしたときは市長に届け出ることとなっております。

改正後につきましては、特約の届出について実績がないため削除いたします。

次に、②委託手数料の率についてです。

現在、卸売業者は委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは市長に届け出る必要があり、届け出た率は原則として1年間は変更できないとなっております。

また、卸売場又は事務所の見やすい場所に掲示し委託者に周知することとなっております。

改正後については、委託手数料の率の定めは取引条件の公表義務に含まれるため削除いたします。

次に、③出荷奨励金の交付についてです。

現在、出荷奨励金の交付については、市に申請書を提出し承認を受けて交付することができると定められております。また、市が定めた要綱において交付状況を4半期

ごとに報告することとしております。

改正後につきましては、奨励金の交付に関することは卸売業者の公表義務の中に含まれるため、市への承認申請は廃止し、交付状況については卸売業者によって毎月公表することとなります。

なお、次の④完納奨励金の交付についても同様の改正とし、市への承認申請の廃止、また、交付状況については卸売業者によって毎月公表することとなります。

次に、⑤ 買受代金の即時支払義務についてです。

現状、仲卸業者又は買受人は、卸売業者との特約がない場合は、卸売業者から買い受けた物品の引き渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金を支払うことと定めています。

現状として、買い受けた物品の引き渡しと同時に支払いをすることはなく、市場関係者とのヒアリングの中で3日目であるとの確認ができたため、現状に合わせ3日目と内容を変更します。また、支払猶予の特約については公表義務に支払期日に関する定めがあるため削除いたします。

次に、(5)監督に関することです。

①その他開設者による指導等の措置です。

こちらについては、市場法改正に伴い新たに追加となったもので、開設者は必要な限度において、取引参加者に対し指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることが出来るようにしたものでございます。

今回の改正において、国の規制緩和に習い、手続きの削除や例外条件の緩和をする部分が多くありますが、このような定めも含め、公正な取引が行えるよう開設者として管理していくものでございます。

以上が共通ルールについての説明になります。ありがとうございました。

【小林委員長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関してご質問はございますか。

— 質問なし —

では、次に「その他のルール」につきまして、報告・説明に入りたいと思います。

こちらにつきましては、委員の皆さんに承認していただく項目もありますので、よろしく願いいたします。

はじめに、「受託拒否の禁止」「第三者販売の禁止」「直荷引きの禁止」についての報告をお願いします。

【事務局】

資料4 ページ①、条例第30条第2項「受託拒否の禁止」をご覧ください。

現行では、卸売業者は卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正

当な理由がなければ、引き受けを拒んではならないこととされております。

右側の改正後をご覧ください。

この項目につきましては、前回の取引委員会において、公設市場としての立場を踏まえ、卸売市場を運営するにあたっては、今後も生産者・出荷者から信頼を得ることは大事であるため、引き続き規制を継続していくことで、ご承認を頂きました。

次に②、条例第31条「卸売の相手方の制限」いわゆる「第三者販売の禁止」をご覧ください。

現行では、卸売業者は当該市場の仲卸業者及び買受人以外の者に卸売することを原則禁止しておりますが、条例において例外規定を設け該当する場合は認めております。

なお、例外規定に該当する取引を行う場合は、取引前に申請、開設者が許可、取引終了後は届出により報告することとなっております。

右側の改正後の概要をご覧ください。

この規制につきましては、前回の取引委員会において、規制を緩和していく方向性でご承認を頂きました。

卸売市場としての取引の秩序を守るため、今までどおり原則は禁止しつつも、日々取引が行われている現状を鑑み、今後も例外規定として認め、卸売業者の事務手続きを軽減する為、許可申請を削除いたします。

ただし、第三者販売における取引の透明性や状況を把握する為、「卸売完了届出書」は引き続き提出して頂きます。

また例外規定を規則に移行し、今後の社会情勢や市場を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、改正案を策定いたしました。

改正案をご覧ください。

条例第1項において、「卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、当該市場の仲卸業者及び買受人の買受けを不当に制限することにならない場合で、規則に定める要件いずれかに該当するときは、この限りでない。」と定めます。

その規則で定める要件につきましては、右に記載してある規則第1項において、

- (1)「当該市場における入荷量が著しく多い場合」
- (2)「出荷された物品が仲卸業者及び買受人にとって特殊であり、残品を生ずるおそれがある場合」
- (3)「当該市場の仲卸業者及び買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合」
- (4)「他の卸売市場の卸売業務を行う者に対して卸売をする場合」

と定めます。

いずれも、取引を行った場合には、届出書による報告の義務付けと規則第2項において、「要件以外の取引を行う場合は、開設者と事前に協議することとする。」を定め、開設者として、取引の透明性を確保しながら、適正な運用を図ってまいります。

次に資料5 ページ③、条例第40条「仲卸業者の業務の規制」いわゆる「直荷引きの禁止」をご覧ください。

現行では、仲卸業者が当該市場の卸売業者以外の者からの物品の買入れ販売することを原則禁止しておりますが、条例において例外規定に該当する場合は認めています。

ただし、こちらも「第三者販売の禁止」同様、申請、届出が必要となります。右側の改正後の概要をご覧ください。

この規制につきましても、前回の取引委員会において、規制を緩和していく方向性でご承認を頂きました。

今までどおり原則は禁止といたしますが、日々取引が行われている現状を鑑み、今後も例外規定として認め、仲卸業者の事務手続きを軽減する為、許可申請を削除いたします。

ただし、直荷引きにおける取引の透明性や状況を把握する為、「卸売業者以外の者からの買入れの届出書」を提出して頂きます。

また例外規定を規則に移行し、今後の社会情勢や市場を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう改正案を策定いたしました。

改正案をご覧ください。

まず条例第1項では、「仲卸業者は、仲卸業務の許可に係る生鮮食料品について販売の委託の引受けをしてはならない。」と仲卸業者における委託の引き受けについては、引き続き禁止といたします。

次に第2項において、「仲卸業者は、仲卸業務の許可に係る生鮮食料品について、卸売業者以外から買入れてはならない。ただし、その許可に係る生鮮食料品が当該市場の卸売業者から買入れることが困難な場合で、規則で定める要件いずれかに該当するときはこの限りでない。」と定めます。

その規則で定める要件とは、右側に記載してある規則第1項において

- (1)「通常取引において、卸売業者が卸売をしていないものが必要な場合」
- (2)「卸売業者の卸売のみによっては、需要を十分に満たすことができない場合」
- (3)「通常取引において、市場の卸売業者からの買入れでは、著しく不利益となる場合」

を規則において定めます。

いずれも取引を行った場合には、届出書による報告の義務付けと規則第2項において、「要件以外により、当該市場の卸売業者以外の者から買入れを行う場合は、開設者と事前に協議することとする。」を定め、開設者として取引の透明性を確保しながら適正な運用を図ってまいります。

先ほどご説明した卸売業者の「第三者販売の禁止」並びにこの「仲卸業者の直荷引きの禁止」いずれも市場としての秩序を守るため、双方規制は残しつつ市場業者の営業に支障がないよう、また卸売業者と仲卸業者、買受人の取引関係のバランスが崩れ

ないように配慮した上で、改正案を策定したところです。

以上、説明とさせていただきます。

【小林委員長】

ありがとうございました。

「受託拒否の禁止」については、引き続き規制を継続して、「第三者販売の禁止」と「直荷引きの禁止」については、どちらも今までどおり原則禁止ですが、今後も例外規定を認めて、事務手続きを軽減するということですね。

ただいまの事務局の説明に関してご質問はございますか。

【佐藤委員】

第三者販売及び直荷引きの禁止に関する規則について、いずれも第2項で前項の要件以外で取引を行う場合は、事前に協議をすることになっていますが、これは、どのような届出をするのか。誰と誰が協議することを想定しているのかご説明していただきたい。たぶん届け出ることになっていますので、書面で届け出ればよいと思いますが、協議ということは、どのようなことを指すのか教えてください。

【事務局】

規則で定めたこと以外の取引を場外で行う場合は、事前に協議をしていく。実際に取引をした場合は、規則のとおり報告をしていただきます。

【佐藤委員】

協議をした場合、市が認めないということもありますか。

【事務局】

内容によってはあります。あくまで、市場取引内で支障のない範囲と考えています。

【佐藤委員】

協議にはどの程度の時間が掛かりますか。市に申し入るとすぐに協議されますか。

【事務局】

申し入れがあればすぐに協議となります。

【小林委員長】

協議となった場合には、認められない場合もあるということですね。

他にご質問はありますか？

— 質問なし —

続きまして、前回結論が持ち越しとなりました 「商物一致の原則」について説明

をお願いします。

【事務局】

資料6 ページ④、条例第34条「市場外にある物品の卸売の禁止」いわゆる「商物一致の原則」をご覧ください。

現行では、卸売業者は当該市場内にある物品以外の物品の卸売の禁止をしておりますが、例外規定に該当する場合は認めております。

なお、例外規定に該当する取引を行う場合、申請、届出が必要となります。

この規制につきましては、前回の取引委員会において、規制を維持すべきか、それとも撤廃すべきか審議して頂きましたが、委員の皆さまからは、「社会構造や流通の変化に対応するためには規制を緩和して欲しい」「場内で必要量が確保されることが前提であれば削除しても構わない」「市場外流通が、かなり増えてきている現状を考えていきたい」「農家は基本、市場出荷なので、現状維持に加えて緩和のような感じであると良い」など、様々なご意見を頂きました。

そこで、本市といたしましては、引き続き他市場や千葉県の変動を調査するとともに、取引委員会や市場関係者の意見を踏まえ改正案を策定いたしました。

右側の改正後の概要をご覧ください。

この商物一致につきましては、場内取引に配慮しながら流通の変化に対応していくため、規制を緩和していきます。

ただし、取引を行った場合、実態を把握するため「市場外物品の卸売届出書」を提出して頂きます。

改正案をご覧ください。

条例第1項において、「卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、当該市場の仲卸業者及び売買参加者が必要な数量を確保するのに、阻害するおそれがないと市長が認めるときは、この限りでない。」とし、公正な取引環境を確保するため、原則は禁止としますが、食品流通の合理化と、新たな需要開拓や付加価値の向上につながる構造を確立していくことが、今回の卸売市場法改正の主旨であることも踏まえ、本市といたしましては、場内業者に配慮したうえで認める。ただし取引を行った際は、今までどおり届出を提出させることとしました。

なお、他市場の変動ですが、千葉県内では船橋市、柏市、成田市は撤廃。ただし市場外物品の卸売があるときは、その数量及び卸売金額の報告を義務付ける。東京都は取引の活性化や業務の効率化を図るため自由化。ただし取引実績は報告させる。横浜市は場内取引に十分配慮したうえで認めるが、毎月の実績を報告させるなど近隣市場の多くは規制緩和もしくは撤廃していく方向となっております。

本市といたしましても、取引を行った場合の届出の提出義務だけではなく、差別的取扱いの禁止など、他の規制も運用しながら、公正な取引と適正な管理をしていく

いと考えております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【小林委員長】

ありがとうございました。

原則は禁止となりますが、今後も例外規定に該当すれば取引可能する、ただし取引状況を把握するために、取引結果は届出するということですね。

ただいまの事務局の説明に関してご意見、ご質問はございますか。伊藤委員から何かあればお願いします。

【伊藤委員】

特にありません。

【小林委員長】

他にご意見、ご質問はありますか？

なければ、「商物一致の原則」については、事務局案で承認ということによろしいでしょうか？

【委員一同】

異議なし。

【小林委員長】

どうもありがとうございます。

「商物一致の原則」につきましても、承認ということでお願いします。

次に資料6ページになりますが、⑤「自己買受の禁止」及びそれに関連して⑥「卸売業者の買受物品等の制限」についてですが、前回の取引委員会では、現状維持ということで、委員の皆さんに承認をいただいたところですが、伊藤委員の方からご意見がございます。伊藤委員よろしくお願いします。

【伊藤委員】

前回の委員会では、現状維持ということでご承認いただいたのですが、色々と考えてみますと、この2つに関しましては、現在の取引に照らし合わせますと、ほとんど見合っていない形骸無実化しているような取引であります。

資料6ページにもありますが、「卸売業者は、法第58条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う市場において、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について卸売の相手方として物品を買い受けてはならない。」と書いてありますが、実際には、ほぼ無い取引形態です。以前に卸売業者で食堂の食材を現場から買っているというこ

とがありましたが、今現在それは行っていません。この規制緩和の新しい市場法の中では、廃止にしても良いのではないかと考えますのでご審議いただけないかと思います。

【小林委員長】

ただいま伊藤委員からご説明をしていただきましたが、事務局からは何かございますか。

【事務局】

ただいま伊藤委員よりご説明がありましたが、この「卸売業者の自己買受の禁止」及び「卸売業者の買受物品等の制限」のいずれにいたしましても、卸売業者の取引を規制・制限している項目となります。

しかしながら、現在の卸売市場は、出荷者や顧客からの要望が多様化しており、市場活性化に向け、業者間の連携した取り組みを行いやすくするためには、今回の卸売市場法の改正を契機に取引の自由化を図っていく必要があります。

そのためには、共通ルール以外の卸売業者の「第三者販売の禁止」、仲卸業者の「直荷引きの禁止」、先ほどご承認頂いた「商物一致の原則」などの規制は、出来る限り撤廃、若しくは緩和していくことが求められます。

実際、資料6ページの一番下に、この規制に対する他市場の動向を載せておりますが、近隣の主な市場全てがこの規制を撤廃する方向です。

本市では、この規制自体、取引全体としては大きなものではないと考えており、撤廃したとしても、共通ルールにおいて、例えば、「差別的取扱いの禁止」「取引方法や、結果の公表」などにおいて、適正な取引を行わせることは十分に可能であると考えます。

また、必要に応じて卸売業者の取引に対し、報告、検査、改善措置命令などを講ずることも条例において規定しておりますので、開設者として適切に対応することも出来ます。

いずれにいたしましても、法改正後、南部市場が生鮮食料品等の公正な取引の場として、安定的に業務運営を行うために、必ずしも必要な規制ではなく、逆に新たな需要の開拓、物流の効率化などを踏まえますと、今後、卸売業者が事業を拡大していく際の妨げになる可能性が考えられます。

前回の取引委員会では、業者へのヒアリングを踏まえ、規制継続ということ一旦ご承認を頂いているところですが、取引ルールの策定にあたりましては、「取引参加者の意見を聴いて定めること」と改正卸売市場法において規定されていることでもありますので、本市といたしましては、市場の要である卸売業者の意向は尊重すべく、柔軟に対応していきたいと考えます。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

【小林委員長】

ありがとうございます。

「自己買受の禁止」及び「卸売業者の買受物品等の制限」については、前回の取引委員会で現状維持ということで皆様に承認をいただいておりますが、伊藤委員から廃止したいとのご意見を頂きました。伊藤委員と事務局からの説明につきましてご意見、ご質問はございますか？

【佐藤委員】

自己買受の禁止については、民法に定める双方代理の禁止に良く似た定めだなと思いました。卸売する側と委託を受けた者とで値段の操作が出来るのではないかということで、もともと定められた条文のように思えますが、伊藤委員がおっしゃるように、現実的には、ほとんどそういう取引がなくて、該当しないのであれば廃止にしても良いと思います。

【伊藤委員】

以前、千葉県と話をした際に、委託品では駄目で買付品であれば良いという指示をいただきました。どちらにしても、差ほど影響のない有名無実化した取引なのでご理解いただきたいと思います。

【佐藤委員】

委託品、買付品ともに撤廃するということですね。

【小林委員長】

はい、ありがとうございました。

それでは、「自己買受の禁止」及び「卸売業者の買受物品等の制限」については、廃止ということによろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【小林委員長】

はい、ありがとうございます。

では事務局におかれましては、「自己買受の禁止」及び「卸売業者の買受物品等の制限」の項目につきまして、条例改正案の修正をお願いいたします。

最後に、今回の取引ルールとは直接関係はありませんが、関連する項目もありますので「市場運営審議会条例」と「成年後見人に関すること」につきまして、事務局よりご説明がございます。

よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、まず資料7ページの3番、市場運営審議会条例について、ご説明させていただきます。

この市場運営審議会条例の改正案につきましては、これまでこの委員会で審議していただいた「市場業務条例」が改正されることに伴い、条文が削除されることから、あわせて改正が必要となるものでございます。

具体的には、第2条、所掌事務の部分になりますが、現行は記載のと通りの条文となっております。

改正が必要な部分は、第2条第1項第3号でございます。現行の条文に記載されている、市場業務条例第28条第4項、第31条第1項第2号イ、第34条第1項第3号及び第40条第2項第2号イは、市場業務条例の改正案では削除されておりますので、右側の欄の改正後の条文のように、第2条第1項第3号は、「その他市場における公正かつ効率的な売買取引の確保を図るために必要な事項」のみの記載となります。

次に、4番「成年後見人について」ご説明いたします。

改正の理由につきましては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の主旨を踏まえて、成年被後見人及び被保佐人の人権を尊重するため、成年被後見人等に係る欠格条項を削除して、適正化を図るため、でございます。

具体的には、まず市場業務条例の第18条第3項第3号でございます。

仲卸業者の許可について規定している条文ですが、現行の欄に記載のとおり、「仲卸業務の許可にあたり、申請者が成年被後見人又は被保佐人であるときは、市長は許可をしてはならない。」ことになっておりますが、改正後は削除することになります。

次に、第24条第3項第2号でございます。

買受人の承認について規定している条文ですが、同様の理由から、改正後は削除することになります。

3番の市場運営審議会条例及び4番の成年後見人についての説明は以上でございます。

【小林委員長】

ありがとうございました。ご報告ということになりますが、ただいまの事務局の説明に関してご意見、ご質問はございますか。

— 質問なし —

では今回の取引委員会では、規制緩和となった「商物一致の原則」と現状維持から廃止に変更となりました「自己買受の禁止」及び「卸売業者の買受物品等の制限」について、委員の皆さんにご承認していただきました。

事務局におかれましては、承認された内容で事務手続きを進めていただければと思います。

以上で本日の議事を終了させていただきます。また市場取引委員会での審議も今回で終了となります。皆さまにはスムーズな議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

【岡田課長】

小林委員長並びに委員の皆さまにおかれましては、お忙しいなか、度重なるご審議をしていただき、誠にありがとうございました。

当委員会にてご審議いただいた事項につきましては、本日で全て終了となります。今後は事務局において、ご意見をまとめ、来年2月開催予定の第2回市場運営審議会にて報告することとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

本日の議事はこれで終了となりますが、連絡事項がございます。

1点目は、本日の会議録については事務局にて作成をいたします。作成された会議録につきましては、伊藤委員、斉藤委員にご確認をいただいた後、皆様に配布させていただきます。

2点目ですが、来年2月4日火曜日の午後2時から、令和元年度第2回市場運営審議会を開催いたします。

本日の議事内容を審議会にて報告することとなります。一先ず、日程についてのお知らせをお渡しいたします。正式な出席依頼につきましては、開催の1ヶ月前くらいに通知させていただきますので、皆さんお忙しいとは思いますが、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして議事を終了させていただきます。お忙しいところご出席いただき、ありがとうございました。

－ 閉 会 －